

広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回  
広島県各種商品小売業最低賃金専門部会

議事録

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

## 令和3年度第1回 広島県各種商品小売業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和3年10月6日（水） 9時56分～10時58分

場所

広島合同庁舎2号館5階 特別会議室

出席者

**【公益代表委員】**

酒井部会長、井上部会長代理、車元委員

**【労働者代表委員】**

阿部委員、田坂委員、橋本委員

**【使用者代表委員】**

大場委員、中野委員、宮次委員

**【事務局】**

山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官  
山崎監察監督官、森川給付調査官

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川賃金室長補佐

ちょっと早いのですが、皆さんお揃いになりましたので始めさせていただきたいと思えます。ただ今から第1回広島県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)部会長、部会長代理の選出についてまで、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の全委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る9月22日から28日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員をご紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No.1に本各種商品小売業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に御紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。次に労働基準部長の山口より、御挨拶を申し上げます。

○山口労働基準部長

広島労働局労働基準部長の山口でございます。おはようございます。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、広島県各種商品小売業最低賃金専門部会委員にご就任頂き、また、本日第1回専門部会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

広島県各種商品小売業最低賃金につきましては、本年度も労働協約の締結による改正の申し出がございまして、本日から委員の皆様方に具体的に調査審議をお願いすることになります。よろしくお願いいいたします。日程調整につきましても、これまで皆様方に大変ご無理を申し上げているところでございますが、年内発効という目標もございまして、ご理解、ご協力の程、よろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○吉川賃金室長補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

○吉川賃金室長補佐

それでは、ここでお手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料No. 3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御了知おきいただきたいと思ひます。

それでは、議事（1）部会長、部会長代理の選出について

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定によりまして、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、予め御協議を頂いておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

○狭間賃金室長

御報告申し上げます。各種商品小売業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として酒井朋子委員、部会長代理候補として井上委員が推挙されております。以上でございます。

○吉川賃金室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。部会長に酒井委員、部会長代理に井上委員を御承認頂きましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。しばらくお待ちください。

(部会長席・部会長代理席用意)

○吉川賃金室長補佐

それでは、酒井部会長、以後の議事進行をよろしくお願い致します。

○酒井部会長

ただ今、部会長に選出して頂きました酒井でございます。どうぞよろしくお願い致します。着座させていただきます。皆様のご協力をいただきながら、出来るだけ、出来る限りスムーズな審議・進行を心掛けてまいります。また、皆様の御協力をどうぞよろしくお願い致します。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2) 広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定についてに移りたいと思います。まず、事務局から説明をお願い致します。

○坂本賃金指導官

それでは、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。また、別冊資料につきましては、本各種商品小売業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というふうに略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定(産業別)最低賃金についてを御覧ください。既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本各種商品小売業最低賃金につきましては、配布しております「令和3年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和3年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額」のとおり、労働協約ケースにおける要件を以て、改正申出がなされております。

審議にあたりましては、この点にご留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月5日の第536回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和3年度広島地方最低賃金審議会の運営についてを御覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとされております。また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の25ページ、令和2年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の右から2列目に各種商品小売業がございます。令和2年度においては、専門部会は開催されず、令和元年度に時間額878円の答申を頂いております。続きまして、共通資料No.8、通し番号の26ページを御覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを、御了解いただきたいと思います。よろしく御説明いたします。以上でございます。

#### ○狭間賃金室長

続きまして、私の方から広島県各種商品小売業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要について、御説明いたします。

まず、別冊資料No.2、通し番号の2ページをご覧くださいませでしょうか。こちらには、現行の広島県各種商品小売業最低賃金の内容をお示ししてございます。今回初めての委員の方もいらっしゃいますので、少しご説明をさせていただきます。まず、適用する使用者でございます。地域内、広島県でございますが、各種商品小売業または純粋持ち株会社を営む使用者ということでございます。各種商品小売業につきましては、その次のページ、3ページを見ていただきますと、産業分類表がございまして、その真ん中あたりに各種商品小売業について、ということで定義がございまして、衣食住に

わたる各種の商品を販売する事業所で、その事業所の性格上、いずれかが主たる販売商品か判別できない事業所をいうということでございまして、衣食住についてまんべんなく販売されているところが該当するというので、店舗のみでなく本社も適用することです。また2ページに戻っていただきまして、適用する労働者でございます。前項の使用者に使用される労働者でございますが、ただし次に掲げる者を除くとされています。次の3つの方々については特定最賃の適用がなくても構わないということでございますが、もちろん特定最賃で契約されるということは構いません。そして時間額が現行878円、発効年月日が令和元年の12月31日でございます。

続いて3ページから6ページにわたりまして、特定最低賃金に該当する業種について基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

少し進めさせていただきまして、通し番号の9ページをご覧ください。こちらは昨年度の全国の各種商品小売業の最低賃金の一覧表でございます。全国で各種商品小売業を設定されている都府県がこれだけございまして、この表の右半分につきましては昨年の審議結果をお付けしております。

そして、次の10ページ以降が広島県内で実施いたしました各種商品小売業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。広島労働局で本年5月～7月にかけて、通信調査を実施して取りまとめたものです。この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業および新聞業、出版業については1人～99人規模、それ以外の業種につきましては、1人～29人規模の事業場を対象としております。各種商品小売業につきましては、1人～99人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査・サンプリング調査となっております。全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和3年6月支払分の賃金です。

通し番号15ページをご覧ください。最低賃金実態調査における分位偏差でございます。こちらは、各規模別の第1・10分位数、第1・4分位数、中位数の金額を示しております。これは、労働者ごとの時間額でございますが、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。

各事業所規模別に記しておりますが、その一番上の段が全体の結果となっております。

次のページ通し番号16ページのグラフをご覧ください。こちらは時間額と労働者累積人数のグラフとなっております。横軸が10円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表示しております。右縦軸が労働者数の累計で、折れ線グラフで表示しております。

通し番号17ページが各種商品小売業の最低賃金額と本調査による平均賃金額の推移となっております。

続いて19ページをご覧ください。こちらが事業所規模別の未満率です。未満率と申しますのは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合となります。規模ごとに時間額878円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号20ページが「最低賃金引上げ試算表」です。これは、「最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合」つまり「影響率」を1円単位で変化をお示した表となっています。例えば、現行の特定最賃878円を1円、アップ額1円の行を見ていただきますと、影響率が6.1%、つまり6.1%の労働者に影響が出る、下回るということとなります。

続いて21ページには、平成15年度からの各種商品小売業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表をお付けしています。説明は以上となります。

○酒井部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から資料の説明がありましたが、これにつきまして、何か御質問等がございますでしょうか。

(発言なし)

○酒井部会長

それではご質問が無い様ですので、他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いします。

○狭間賃金室長

はい、続いて私のほうから御説明をさせていただきます。皆さんの机の上にこのA4の1枚もの、令和3年度全国の各種商品小売業の最低賃金一覧を配布していますのでご覧ください。こちらは先程もご説明いただきましたとおり、各種商品小売業が設定されている都道府県をピックアップしたものであります。この表の右半分になりますが、太枠で囲んでいるところでございますが、本年度の審議経過を示す欄となっておりますので、随時会議のたびに皆様方に情報提供をさせていただきたいと思っております。本日までに分かっているところでございますが、専門部会で結審しているのは今のところ青森の1局のみ1件のみということになっております。引上げ額が27円、時間額にしますと852円でございます。結審状況のところ、○がついておりますが、○は全会一致ということですので。10月4日に結審しています。それ以外はまだでございますが、改正の申出と改正の必要性の欄をご覧ください。「無」と「未」という字がございますが、改正の申し出なしというところにつきましては、本年度最低賃金の改正の申出自体がなかったということでございます。改正の申出があったのですが、改正の必要性なしと判断されたところには、改正の必要性のところは無と示しております。空欄のところは必要性ありというところであります。新潟・岡山については「未」ということになっておりますが、改正の必要性についても結論が出ていない、審議中というところでございます。以上でございます。

○酒井部会長

はい、ありがとうございました。

それでは、広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明を頂きたいと思います。各側、意見表明の前に個別に協議する時間が必要でしょうか。

○中野委員

すいません。15分から20分くらいいただけませんか。

○酒井部会長

10時40分を目安にこちらに帰ってきていただくのでよろしいですか。それではご案内をお願いいたします。

○狭間賃金室長

それではご案内いたします。

(使側、個別協議)

(審議再開)

○酒井部会長

それでは、お戻り頂きましたので、審議を再開いたします。

ここで、各側から意見表明をお願いしたいと思います。まず、お戻りになられてすぐですが、使側からお願いしてもよろしいでしょうか。

○中野委員

お待ち頂いたのだから、労側からどうぞ。

○酒井部会長

では、労側をお願いいたします。

○橋本委員

はい、まず意見表明の前にですね。本専門部会の日程調整や資料を準備していただきました事務局の皆さん、公益、使用者側委員の皆さんに改正に向けた議論ができることに関し、深く感謝申し上げます。よろしく申し上げます。今回意見表明ということでございますが、本日は阿部委員の方から意見を述べさせていただきたいと思しますのでよろしく申し上げます。

○阿部委員

それでは、私阿部から意見表明させて頂きたいと思います。特定最賃部会は、公益、使用、労働の三位が、それぞれの立場の中で広島県各種商品小売業に関わる適正な最低賃金額の決定する場であることを認識しており、様々な影響があることを十分認識



したうえで、審議となりますが、是非とも全会一致に向けた建設的な議論を行っていきたくないのでよろしくお願いいたします。まず最初に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言の発出や感染症防止対策等での営業時間短縮等により、営業機会が損失したため、一部の小売業では様々な理由で経営が厳しい企業があることは重々承知しておりますが、昨年と比較してワクチン接種も順調に進んでいることから、全体的には回復基調にあるものと受け止めています。次に、各種商品小売業の労働環境は、消費者への利便性を考えた年中無休営業のところが多く、経済を支える重要な産業の一つだと認識しています。しかしながら、土日や正月勤務が当たり前となっていることや日々の作業もいまだ重労働な部分もあること、近年では社会問題化しているカスタマーハラスメント、つまり、悪質クレマーによる暴言等などによって悩んでいる従業員が増えております。このような現場の実態に対して、県別最低賃金と同等の環境下では、若中年層に人気がなく、職場の高齢化は増々進んでおります。加えて、コロナ禍における労働で、自らが罹患することや最前線で働くことが余儀なくされる中での風評被害の恐怖や不安を抱きながら、常に不特定多数のお客様と接しながら働き続けなくてはなりません。未だ収束の見通しが立たない中、必要な人材を確保していくためにも、県別最低賃金に十分な優位性を持たせ、ライフラインを守るエッセンシャルワーカーとしての役割に見合った最低賃金へ引き上げることが、常に必要だと考えております。本日は、各種商品小売業の1回目の審議でありますので、労側からは具体的な金額の提示は行いません。様々な角度から、労働状況や動向などを共有し次回審議会にて提示したいと考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

#### ○酒井部会長

はい、ありがとうございました。それでは、続いて使側から意見表明をお願い致します。

#### ○中野委員

はい、では私の方から基本的な使側としての考えを発言させていただき、その後企業から御出席をいただいております各委員の業界並びに自社の状況について発言させていただきます。現在もこの業種も含めまして、県内の主要企業、中小零細企業、動向を見ますと、なかなか厳しく晴れマークも少なく、曇りや雨のマークがほとんどのようでございます。新型コロナウイルス感染者数も少しは少なくなってきていますが、やはり、企業としたら一番の懸念材料は新型コロナウイルスの収束だと思っております。コロナが収束しない限り、企業とすれば安心して企業経営はできないということで、企業経営者は雇用を守ることと賃金を支払うことは重々わかっていらっしゃるのかなのですが、いずれにしても厳しい状況の中でぎりぎりの企業経営をされており、雇用を守るためには固定費となる最低賃金また賃金等をそんなに上げることはできないということで国の方も零細企業に対しても政策的な支援をされていますけれど、今現在そういった支援制度も必要ですが、固定費となる賃金を上げないということが、企業を存続させるための一番の対策かなと思っております。今回、各種商品小

売については必要性ありということでこういった場を設けていただいたところなのですが、我々とすれば、必要性ありという部分について、いろんな話をすることで、金額を上げないといけないという必要性ありという回答ではないというのが基本でございます。また、使側とすれば特定最賃は上げる余裕もないし、必要性もないと思っています。これらが基本的な考えでございます。それでは、企業からの委員より報告させていただきます。

#### ○大場委員

マックスバリュ西日本株式会社の大場と申します。よろしく申し上げます。弊社の場合も先程からお話がありますようにコロナの影響というのは非常に大きくあります。食品スーパーを中心に営業していることもございますが、そうは言いましても、コロナに対する見舞金だったりとか多く拠出させてもらっています。今のお客様の動向も非常に多様化してしまっていて、今後経営状況が先行きが不透明というのは非常に大きくありまして、今はそういう風な状況になっています。今年の最低賃金も大きく上昇しましたので、それに伴う経営の圧迫というところも非常に大きくございます。先程もございましたように、特定最低賃金としてこれをさらに上げていくという風な現在の状況にはないという風に考えています。企業に関しては当然雇用を守るのが基盤だと思っていますので、その中で現在の特定最低賃金をさらに上げていくというところに関しましては、非常に今の現状を見ますと困難だと思っています。以上です。

#### ○宮次委員

イズミの宮次です。よろしく申し上げます。先程もありましたように、まず、第一にコロナの影響というのは先程回復基調にあるという風におっしゃられたのですが、全く、その営業圏に関しては回復基調にはなく、引続き低調低位な状況が続いております。以前のように、家族総出で一の空間にみんなで出かけていくというのは、いくらワクチン接種が進んでもそのような状況には戻らないのではないかとこの風に認識をしています。また、コロナ禍に伴う感染防止も、もちろん皆さん働いていらっしゃる方のエッセンシャルワーカーとして、我々も守らなければいけませんので、それに対する消毒でありますとか検査でありますとかいろんなコストをかけて守る努力も当然させていただいています。更にもう1点ですね、我々のような総合スーパーの業界自体が全体的なトレンドから見ると、明らかに下降のトレンドに入っております、それを何とか打破するため、すでにもう我々の認識としては、総合スーパーは雇用を守るフェーズに入ったと、この事業に関しては、我々はそういう風に認識しています。非常に厳しい経営環境の中、できる段階においては、各種商品小売というものに県別最低賃金より特化する理由がないといえますか、上乘せする要素がないという認識で考えております。以上です。

#### ○酒井部会長

はい、ありがとうございます。ただ今、両側から話を頂きましたが、まず労側の方からは、全会一致に向けて審議に当たりたいということ、また、この会を審議するにあたり、この場があることに感謝をされているという話がありまして、また営業に対する犠牲もありまして、低調だったところ経営難だったが、ワクチン接種も進んで、少し明るい兆しも見えてくる。また、仕事に対する、働いておられる方が大変な状況を考えると、県最賃と同じレベルではなく少し差があるというのが必要なのではないかというお考えを示していただきました。本日は金額提示には至らないということでもよろしかったですかね。それから、使側の方からは、全体的な考え方を最初に述べていただき、中小零細は業績としてとても大変である、経営者としてはコロナの収束をととても注視している。現段階として、経営としては雇用を守ること、経営では大切な軸であるが、固定費を上がると経営を圧迫するので、賃金を上げる余裕がない。具体的にどの業種においても賃金を上げる余裕がないとお話しいただき、業界の委員の方からは、コロナの影響が大きくなって、食品のスーパーであっても、コロナに関する従業員さんへのお見舞金であるとか対策とかで、かなりコストがかかっているということ。また、県最賃よりも大きく上がるというのは現状では困難な状況であるということをお話しいただき、また更にコロナ禍のいろんなことが収束しつつあると噂があるが、実際に経営自体は回復の基調ではなく、すでにコロナの状況下の中で、人々のライフスタイルの変化が進んだということ、感染防止の対策でも、総合スーパーでもコストがとてまかかっている。雇用を守る段階で、今総合スーパーはその段階には入ると考えるけれど、県最賃との優位性があるとは考えにくいとお話をいただいたと思いますがよろしいでしょうか。使側の方も本日金額提示はできないということですかね。

○中野委員  
提示します。

○酒井部会長

それでは、金額を言ってくださるということでしたので、公開することで、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合に該当するため、今後の発言以降は非公開といたします。

以下【非公開】